

大字管理組合ヒアリング

－ガイドライン2026－



明日香村総合政策課

大字管理組合による集落コミュニティ育成・活動事業

□目的

明日香村では、村民の努力により古都の風格を偲ばせる歴史文化遺産が国民の財産である「歴史的風土」として守られてきました。

大字管理組合では、明日香村の歴史的風土の維持・保存と同時に、明日香村の生活環境をより豊かなものにするを目的とし、集落コミュニティで継承されてきた祭礼行事や農村環境、明日香村に相応しい景観を将来にも良好な形で残し、後世に受け継いでいくために下記の事業を補助します。

□事業フロー



□提出書類

- ・集落コミュニティ〈育成・活動〉事業実施計画書（様式1～4）
- ・集落コミュニティ〈育成・活動〉事業実施実績書（様式6～9）
- ・事業の変更・中止・廃止がある場合、中止・廃止・変更承認申請書を速やかに提出すること

※計画書に記載のない支出費目は、補助対象外

□共通事項

計画書・実績書・変更計画書

- ・補助金は**100円単位**で切り捨て、自己財源は1円単位
※村づくり会議、環境美化における巡視・啓発事業(清掃等)は除く
- ・報告書に実施日を記載（会議日、清掃日、行事日など）
- ・支出の区分は**対象となる経費（A3）の費目ごと**に記載
- ・提出書類の**2部作成し、大字で1部保管すること**
- ・組合員の手当は、参加人数の計上や手当の受領など適正に行い、リストを作成する（実働した者のみ対象）

領収書

- ・領収書の宛名は「**〇〇大字管理組合 〇〇理事長**」
- ・請求元に押印がある領収書またはレシート
※但書は必ず記載（購入品が分かるように）
- ・**原本**を村に提出（確認後、原本返却）
- ・領収書は**報告書と併せて5年間、大字で保管**
- ・活動手当や使用料及び賃借料などの支払において、支払証明書を使用する場合、支払先、活動日、借上日などが分かるように記載または別紙に支払者リストを添付

写真

- ・村づくり会議以外は写真を添付
- ・事業名を記載、事業の実施日を記載
- ・備品購入時（パソコン、椅子、電柵等）は**写真を添付**
- ・委託料や修繕料がある場合、委託日（修繕日）、委託先を記載の上、**作業（修繕）前・作業中・作業（修繕）後**の写真を添付

その他

- ・供え物は現代商品（菓子・お茶・ビールなど）対象外
※可能な限り供え物の写真を添付
- ・村づくり会議、清掃以外のお茶代は**対象外**
- ・有価証券（図書カード・商品券等）や景品は対象外
- ・手続きに不備がある場合には、補助金の減額や返還を求める場合がある

□ 集落コミュニティ育成事業（村づくり会議）

歴史的風土の維持・保存と住民生活をどのように調和させ、地域の活性化を図るかを考えるために開催される会議等に対する助成。

村づくり会議【補助額：組合員数により決定 ※補助額は村から毎年指定】

- ・会議のための資料作成等に対する補助額 350円以内×組合員数×回数（年6回）
- ・報告書作成に対する補助額 150円以内×組合員数



□ 集落コミュニティ活動事業

（伝統行事の育成及び運営等・地域資源を活かした地域文化の創造活動・環境美化における巡視・啓発事業(清掃等)）

歴史的風土の中で豊かな住民生活を実現するため、伝統行事の育成や史跡地周辺の清掃、花づくりや都市住民との交流イベントなど地域資源を活かした地域の活性化事業等に対する助成。

伝統行事の育成及び運営等・地域資源を活かした地域文化の創造活動【補助額：計画申請額（上限：200,000円）】

（新たな地域文化の創造・美しい集落景観等の創出・活性化のための研修会等の開催・都市交流に関する事業）



環境美化における巡視・啓発事業(清掃等)【補助額：組合員数により決定 ※補助額は村から毎年指定】

- ・清掃活動に対する補助額 500円以内×延べ回数

